

障害者総合支援法に基づくサービス等利用計画作成に係る
報酬単価引上げに関する意見書（案）

いわゆる障害者総合支援法において、障害者等が障害福祉サービスの支給を申請する場合には、同法に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出が求められており、平成26年度末までに対象者を拡大し、原則として全ての障害福祉サービスの利用者が対象となるとされている。

しかし、利用計画作成は大幅に遅れている。平成26年3月時点における都内の計画作成達成率は21.7%にとどまっており、そのうちの25.7%は、事業者に代わり、本人や家族等が作成したセルフプラン等である。作成が遅れている原因の多くは、事業者に対する報酬単価が低いことにある。

多くの事業者や区市町村からも、計画作成の報酬が作成に係る実務量に見合っていないとの声が寄せられている。また、指定を受けた特定相談支援事業者でも、従来と同じ人員体制で計画作成事業を行っているために、ほかの業務の人員が不足し、事業者に過重な負担が生じている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、障害者総合支援法に基づくサービス等利用計画作成に係る報酬単価の引上げを行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛て

